

彦根市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例（令和2年12月22日条例第42号、以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、彦根市スポーツ・文化交流センター（以下「交流センター」という。）の管理運営に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、交流センターを適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲および乙は、交流センターの管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義が、市民の心身の健全な発達ならびにスポーツ活動および文化活動の振興ならびに市民および勤労者の福祉の増進および勤労意欲の向上を図るとともに、市民の交流の機会を提供し、もって豊かな市民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、交流センターの設置目的、指定管理者の指定の意義および施設管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の義務および指定管理者の責務）

第4条 甲および乙は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の関係法令および条例その他の関係例規等を遵守し、交流センターが円滑に運営されるようにしなければならない。

3 乙は、利用者の被災に対する第一次責任を有し、交流センターまたは利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

4 乙は、本業務の継続が困難になった場合またはそのおそれが生じた場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理施設の内容および善良な管理者の注意義務)

第5条 本業務の対象となる施設（以下「管理施設」という。）の内容は、「彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という）、「彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設を管理しなければならない。

(指定期間)

第6条 甲が乙を交流センターの指定管理者として指定する期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務の範囲)

第7条 乙は、指定管理者として条例第3条各号に規定する業務を行うものとし、詳細については、募集要項および要求水準書（以下、両者を一体として「募集要項等」という。）によるものとする。

(業務範囲および業務実施条件の変更)

第8条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第7条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲の変更およびそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本業務の実施)

第9条 乙は、本協定、条例および関係法令等のほか、募集要項等、および指定管理者の選定において乙が提案した「彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者事業計画書」（以下「提案書」という）に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等および提案書の中に矛盾または齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、その限りにおいて提案書に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、管理業務の主要部分でない業務について、あらかじめ甲に承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙が前項ただし書の規定による甲の承諾を得ようとする場合、別紙1「委託禁止対象者取扱特記事項」に示す委託禁止対象者に委託し、または請け負わせることはできない。この場合、乙は委託禁止対象者を排除するための必要な措置を講じなければならない。

3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任および費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、乙が負担するものとする。ただし、弓道場に関する業務の一部を彦根市弓道連盟に実施させる場合に関して乙が彦根市弓道連盟の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、甲乙協議の上、負担割合を決定するものとする。

(指定管理料)

第11条 甲は、指定期間内における本業務実施経費（以下「指定管理料」という。）の総額として、〇〇〇〇〇円（消費税を含む。）を乙に対して支払うものとする。ただし、消費税率が改定された場合、その時期に応じた消費税率で計算し直した額で変更契約を締結し、支払うものとする。

2 前項に規定する指定管理料は年度毎に分割し支払うものとし、支払方法等は、次の表のとおりとする。

年度	支払額	支払時期、支払方法など
令和9年度	〇〇〇〇〇円	年度毎、4期に分けて支払う。
令和10年度	〇〇〇〇〇円	
令和11年度	〇〇〇〇〇円	
令和12年度	〇〇〇〇〇円	

3 乙は、前項の支払いに際し、指定する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書が提出された日の翌日から起算して30日以内に、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

4 指定管理料の支払額、支払時期または支払方法を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、変更することができる。

5 甲は、乙が行う本業務において指定管理料の過不足分の精算は行わないものとする。

(利用料金)

第12条 乙は、条例第22条の規定により利用料金制を採用する。

2 乙が利用料金を定める場合は、事前に甲と協議の上、彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営に関する規則（令和3年9月30日規則第68号、以下「規則」という）第19条の

規定に基づき、彦根市長の承認を受けなければならない。

3 利用料金の減免については、条例第8条および規則第7条の規定を準用する。

(リスク分担)

第13条 本業務に関する甲乙のリスク分担については、募集要項別紙3「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項で定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙の協議の上、リスク分担を決定する。この場合において、両者は協力して事態の収拾に当らなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第14条 甲は、別冊「備品管理台帳」に示す備品等を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能および価値を有するものを購入または調達しなければならない。

5 この協定の終了時の備品の取扱いは、すべて甲に返納するものとする。

(乙による備品等の購入等)

第15条 乙は、自己の費用により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとし、その所有権は原則、乙に帰属する。ただし、自己の費用が指定管理料で、かつ購入金額が一定以上(1件税抜き10万円)のもの所有権については、市と協議の上、決定する。

2 乙は、自己の費用により購入または調達した備品等を市の承諾を得て料金を徴収して貸し出すことができるものとする。

3 前々項の備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

(管理施設および備品等の修繕等)

第16条 管理施設および備品等の修繕については、1件につき20万円(消費税を含む。)未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙は、修繕を行う前に甲と協議を行い、着手するものとする。

(事業計画書の提出)

第17条 乙は、前年度に属する2月末までに毎年度事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、初年度に限っては、甲が定める日までに事業計画書を提出し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲および乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議により決定するものとする。

(年度協定の締結)

第18条 甲と乙は、本協定および事業計画書等に基づき、年度協定を締結する。

2 各年度協定の協議内容、協議期間および協定書締結日等は、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、各年度の協定項目は、以下のとおりとする。

(1) 経理に関する事項（指定管理料等）

(2) その他業務実施上必要とされる項目等

(事業報告書の提出)

第19条 乙は、月次事業報告書および年次事業報告書を要求水準書に示す期日までに甲に提出しなければならない。

2 前項に規定する年次事業報告書の記載事項は次の事項とする。

(1) 施設管理運営および自主事業の実施状況に関する事項

(2) 利用料金収入の実績および管理経費等の収支状況等

(3) 前各項に掲げる事項に対する自己評価に関する事項

(4) その他甲が指示する事項

3 乙は、甲が第23条、第24条および第34条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(利用者アンケート)

第20条 乙は、施設利用者の意見、要望等を把握し、これらを管理業務に反映させるため、施設利用者を対象としてアンケート調査を実施するものとする。

2 乙は、集計したアンケート調査の結果および当該結果についての集計、分析等を記載したアンケート調査結果報告書を甲に提出するものとする。

3 第1項で定めるアンケート調査の実施に係る経費は、乙の負担とする。

(連絡調整会議)

第21条 甲は、施設の管理運営に伴う問題点および調整または改善方法について乙と協議する

ために、定期的な連絡調整会議を開催するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する連絡調整会議を開催する時は、事前に開催日時および開催場所を乙に通知しなければならない。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第22条 甲は、施設の管理運営の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務および経理の状況に関し、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその指示に従わなければならない。
- 3 第1項による確認の結果、乙による業務実施が、本協定の第9条の条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告することができる。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(指定の取消し)

第23条 甲は、法第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告要求または調査に対して応じない場合
  - (2) 虚偽の報告や調査の妨害をした場合
  - (3) 法第244条の2第10項の規定による指示に従わない場合
  - (4) 条例、同施行規則および本協定に定める規定に違反した場合
  - (5) 指定管理者が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくした場合
  - (6) 公募の際の応募資格がなかったことが判明した場合
  - (7) 指定管理者が公募時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合
  - (8) 組織的な違法行為が行われていた場合など、施設の管理運営を行わせることが、社会通念上著しく不相当と判断される場合
  - (9) 管理運営業務が行われない場合
  - (10) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があった場合
  - (11) その他、甲が必要と認める場合
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
    - (1) 指定取消しの理由

(2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

- 3 第1項の規定により指定を取消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。また、甲に損害、損失や増加費用が生じた場合、乙はその賠償の責めを負わなければならない。

(乙による指定の取消しの申し出)

第24条 乙は、甲が自らの責めに帰すべき理由により本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したときは、甲に対し指定の取消しを申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、乙との協議の上、指定を取消すことができる。
- 3 第1項の規定により指定を取消した場合において、甲に損害、損失や増加費用が生じても、乙はその賠償の責めを負わない。また、乙に損害、損失や増加費用が生じた場合、甲はその賠償の責めを負わなければならない。

(指定管理料の返還)

第25条 乙は、前2条の規定により指定を取消された場合、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じられた場合は、甲の請求により指定管理料の全部または一部を返還しなければならない。

(文書の保存等)

第26条 乙は、指定管理者として作成する文書（電子データ含む。以下「文書等」という。）については、関係法令および条例その他の関係例規等を遵守し、適正に作成および保存しなければならない。

- 2 乙は、文書等の作成および保存について必要ある場合は、彦根市事務処理規程（昭和36年彦根市訓令第16号）に準拠するように努めるものとする。
- 3 乙は、甲から文書等について提出または掲示を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密および甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、もしくは指定を取消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年彦根市条例第6号)および別紙2「個人情報取扱特記事項」の規定に準

抛し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失および毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第28条 乙は、彦根市情報公開条例（平成14年彦根市条例第56号）および彦根市行政手続条例（平成8年彦根市条例第25号）の規定の遵守および文化施設の本業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意または過失により管理施設を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部または一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額およびその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第31条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）

2 本業務の実施にあたり、乙は賠償責任保険を含み提案書に記載した保険を付保しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができる。

(不可抗力による指定の取消し)

第34条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができる。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(原状回復義務)

第35条 乙は、第6条に定める指定期間の終了時、または指定を取消された場合もしくは管理業務の全部または一部の停止を命じられた場合は、管理施設および備品等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲が認めた場合は、その限りではない。

(業務の引継ぎ等)

第36条 乙は、本協定の終了に際し、甲または次期指定管理者に対し、甲が指定する日から、誠意をもって本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 前項に定める引継ぎのための協定を、乙と次期指定管理者の間において締結しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができる。
- 4 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
- 5 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 甲が貸与した備品については、乙は、甲または次期指定管理者に対して引き継がなければならない。

(2) 乙が自己の費用により購入した備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲乙協議において両者が合意した場合、乙は、甲または次期指定管理者に対して引き継ぐことができる。

6 乙は、本協定の終了に際し、文書等を甲または次期指定管理者に速やかに引き継がなければならない。

7 利用料金のうち指定期間の最終事業年度中に、乙が収受した前納金（次年度の施設利用に係る予約金）についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 乙は、前納金を次期指定管理者に引き継ぐものとする。

(2) 乙は、指定期間中、前納金収受台帳等の必要書類を常に備付けるものとし、引継ぎに際しては、次期指定管理者にこれを掲示もしくは写しの交付を行うものとする。

(3) 乙は、当該引継ぎの発生の有無に関わらず、施設利用の予約に関する広報宣伝活動等について誠意をもって行うものとする。

#### （自主事業の実施）

第37条 乙は、提案書で提案した自主事業について、自己の責任及び費用により実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、乙は、交流センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

#### （権利、義務の譲渡の禁止）

第38条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### （請求、通知等の様式その他）

第39条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾および解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

#### （連絡や協力の体制）

第40条 乙は、災害発生時や管理施設内での事故発生時の甲への連絡等非常時の体制を整備し、甲に届け出なければならない。

2 乙は、交流センターが彦根市地域防災計画に定める指定避難所兼指定緊急避難場所、物資集

積・配送拠点および市本庁舎被災時の災害対策本部設置場所等、本市における防災活動の拠点として、別紙3「市防災活動の拠点に関する特記事項」を遵守するものとする。

3 乙は、甲の権限に属する事項に関して、利用者等から申立等があった場合は、あらかじめ甲が示す方法で甲に取り次ぐものとする。

(印鑑の保管等)

第41条 乙は、指定管理者としての印鑑を作成し、交流センターでこれを保管するものとする。

2 乙は、印鑑の作成、廃棄にあたっては、甲に届け出るものとする。

(協定の変更)

第42条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(疑義についての協議)

第43条 本協定に定めのない事項、または疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年4月1日

甲

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長 田 島 一 成 印

乙

〇〇〇〇〇

代表者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇〇 〇〇 印

## 委託禁止対象者取扱特記事項

（対象者）

第1条 協定書第10条第2項に規定する委託禁止対象者は、次の項目に該当する団体または個人とする。

- （ア） 法律行為を行う能力を有しない者
- （イ） 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- （ウ） 破産者で復権を得ない者
- （エ） 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者
- （オ） 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- （カ） 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)
- （キ） 彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者
- （ク） 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者
- （ケ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員
- （コ） 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。 )もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
- （サ） 暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。 )に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
- （シ） 主たる目的が宗教活動である団体もしくは本事業の遂行にあたり宗教活動を行う団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
- （ス） 主たる目的が政治活動である団体もしくは本事業の遂行にあたり政治活動を行う団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
- （セ） 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
- （ソ） 国税および地方税を滞納している者

（必要な措置）

第2条 乙は、委託もしくは請負をさせようとする相手方から誓約書や同意書を徴するなど、委託禁止対象者を排除するために必要な措置を講じるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、または解除された後においても同様とする。

### （収集の制限）

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （適正管理）

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失および損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （利用および提供の制限）

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、または甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （複写または複製の禁止）

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

### （再委託の禁止）

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### （資料等の返還等）

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、または乙自らが収集もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### （従事者への周知）

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、または協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### （実地調査）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

### （事故報告）

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### （指定の取消し等および損害賠償）

第12条 甲は、乙が前各条の規定に違反していると認めたときは、乙に対する指定を取り消し、または期間を定めて管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命じ、および乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

別紙 3 (第 40 条関係)

市防災活動の拠点に関する特記事項

(基本的事項)

第 1 条 乙は、彦根市内に地震、風水害、大火災等の災害が発生した場合には彦根市地域防災計画に基づき、指定避難所兼指定緊急避難場所（以下「避難場所等」という。）、物資集積・配送拠点および市本庁舎被災時の災害対策本部設置場所等、本市における防災活動の拠点として、甲に対して協力を行い、災害救援対応を円滑に遂行しなければならない。

また、災害時の対応を円滑に遂行するため、平時から甲が行う防災体制の整備に協力しなければならない。

(避難場所等の開設)

第 2 条 甲は、災害の状況に応じて、市民を避難させる必要が生じた場合は、乙に対して避難場所等の開設について連絡するものとする。この場合において、乙は、当該施設を避難場所等として開設するものとする。市民の判断による自主的な避難が行われた場合も、同様とする。

(物資集積・配送拠点の開設)

第 3 条 甲は、災害の状況に応じて、食糧や災害用資機材等の集積・配送のための拠点を設ける必要が生じた場合は、乙に対して物資集積・配送拠点の設置について連絡するものとする。この場合において、乙は、当該施設を物資集積・配送拠点として開放するものとする。

(本庁舎被災時の災害対策本部の設置)

第 4 条 甲は、災害により市本庁舎が被災し、災害対策本部機能を維持できなくなった場合は、乙に対して交流センターにおける災害対策本部の設置について連絡するものとする。この場合において、乙は、災害対策本部の設置および運営に協力するものとする。

(市職員の派遣)

第 5 条 甲は、避難場所等の開設を連絡したときは、必要に応じ担当市職員を派遣し、施設管理者とともに避難場所等の管理運営に当たらせるものとする。

(避難収容時の対応)

第 6 条 乙は、彦根市地域防災計画に定めるもののほか、避難者の受入れや施設内の備品、電気、ガス、水道等の利用について便宜を図るとともに、必要に応じて避難場所等の機能の維持および人心の安定に努めるものとする。

(避難場所等の閉設)

第 7 条 甲は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったときは、避難場所等の閉設を決定し、乙に連絡するものとする。

(防災体制の整備に対する協力)

第 8 条 乙は、管理施設内における災害用備蓄品の保管、甲が行う無線局の設置、運用等、平時における防災体制の整備に対し、協力するものとする。

(避難場所等の周知)

第 9 条 甲は、避難場所等の指定に関し、乙が管理する施設が避難施設であることを広く市民に周知するものとする。

(避難場所等看板の設置)

第 10 条 甲は、避難場所等に指定した乙の管理する施設の入口付近に、市民が安全かつ速やかに避難することを目的とした避難場所等看板を設置するものとし、乙は、当該看板設置、修繕等に関し、甲に協力するものとする。

(施設維持管理責任者の報告)

第 11 条 乙は、施設の維持管理責任者を甲に速やかに報告するものとする。施設の維持管理責任者を変更した場合も同様とする。

(その他)

第 12 条 この特記事項に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。